

(様式6)

【記入例】
建築士事務所指導事項是正報告書

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

登録番号 号

所在地

事務所名

事務所開設者氏名

(法人の場合は法人名も)

令和 年 月 日の立入検査により指導された項目については、下記のとおり是正したので報告します。

記

番号	チェック	項 目	根拠条文	是正状況
1	☐	登録の有効期間と更新の登録	建築士法第23条	
2	☐	登録事項変更の届出	建築士法第23条の5	〇月〇日に変更届を提出しました。
3	☐	管理建築士の専任	建築士法第24条	
4	☐	定期講習の受講	建築士法第22条の2	〇〇年度に受講いたします。
5	☐	設計受託契約等	建築士法第22条の3の3	
6	☐	標識の掲示	建築士法第24条の5	別添写真とおり、〇月〇日に標識を掲示しました。
7	☐	設計等の業務に関する報告書	建築士法第23条の6	〇月〇日に報告書を提出しました。
8	☐	書類の閲覧	建築士法第24条の6	別添(7号の2書式)のとおり、閲覧書類を作成しました。
9	☐	帳簿の備付及び保存	建築士法第24条の4第1項	別添写しのとおり、帳簿を作成しました。
10	☐	設計図書への記名及び保存	建築士法第20条1項 建築士法第24条の4第2項	・別添写しのとおり、設計図書に記名しました。 ・今後は、設計図書を15年間に以上保存します。
11	☐	工事監理報告及び保存	建築士法第20条第3項 建築士法第24条の4第2項	・今後は、別添(4号の2書式)のとおり、工事監理報告書を交付します。 ・今後は、工事監理報告書を15年間に以上保存します。
12	☐	重要事項の説明	建築士法第24条の7	今後は、県HPへ掲載されている参考書式を用いて、重要事項説明を行います。
13	☐	書面の交付	建築士法第24条の8	今後は、県HPへ掲載されている参考書式を用いて、書面の交付を行います。
14	☐	安全性を確かめた旨の証明書	建築士法第20条2項	今後は、別添(4号書式)のとおり、構造計算安全証明書を交付します。
15	☐	建築設備士の意見の表示	建築士法第20条第5項	今後は、建築設備士の意見を、設計図書、工事監理報告書に表示します。
16	☐	再委託の制限	建築士法第24条の3	
17	☐	名義貸しの禁止	建築士法第24条の2	
18	☐	設計内容の説明努力	建築士法第18条第2項	今後は、建築主に対し設計の内容を適切に説明するよう努めます。
19	☐	完了検査の実施	建築基準法第7条	今後は、建築主に対し、完了検査を受けるよう助言します。
20	☐	廃業等の届出	建築士法第23条の7	